

令和5年3月

従業員 各位

社会福祉法人 芳寿会

令和5年度 介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善計画書について

1 対象事業所 全事業所

2 対象職員 処遇改善手当 → 介護職員 看護職員 事務職員

特定処遇改善手当 → 介護福祉士の資格を有する介護職員

ベースアップ手当 → 介護職員

3 改善期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 加算区分 処遇改善加算 加算I 特定処遇改善加算 加算II

5 改善方法及び金額

給与に加算して支払う

処遇改善手当 介護職員 1日 1,000円 訪問ヘルパー 1時間 100円

特定処遇手当

① 介護福祉士有資格者で常勤介護職員に支給する。

(常勤介護職員は社会保険加入者とする)

② 介護福祉士 当法人勤続10年以上 →月額 35,000円

介護福祉士 当法人勤続5年以上10年未満 →月額 15,400円

介護福祉士 当法人勤続3年以上5年未満 →月額 7,000円

介護福祉士 当法人勤務入社4ヶ月目から3年未満 →月額 5,000円

③ 介護福祉士以外の介護職員、その他の職員は支給なし。

加算額が予定額より増加した場合は、差額を支給する。

6 キャリアパス要件

①キャリアパス要件 I

イ) 職位・職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「キャリアパス」に定める。

ロ) 職位・職責又は職務内容等に応じた賃金体系は「給与規程」に定める。

ハ) 「キャリアパス」「給与規程」を配布することで周知する。

②キャリアパス要件 II

イ) 事業所毎に外部研修・内部研修計画書を作成し、資質向上の機会を作る。

介護福祉士資格取得支援制度規程を創設（2019年11月1日）

①実務者研修受講料を支給する。

②介護福祉士受験料（実費）を支給する。

③実務者研修と試験日を出勤扱いとする。

ロ) 研修計画書・介護福祉士資格取得支援規程を回覧・配布することで周知する。

③キャリアパス要件Ⅲ

- イ)昇給は毎年4月に行う。「人事考課」と「経験年数」に応じた仕組みとする。
- ロ)「給与規程」を配布することで周知する。

7 職場環境要件改善のための取組内容

- ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ②働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ③子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ④介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ⑤タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ⑥ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏えた勤務環境やケア内容の改善

以上